

支所管内における和牛の登録業務およびその衛生対策の現状と課題について

○佐伯 和紀 金谷 須美礼

1 はじめに

和牛の登録とは、公益社団法人全国和牛登録協会（全和）が家畜改良増殖法に基づく登録規程を制定し実施している事業で、遺伝的改良および飼養管理による改善を推進し、国民に良質な畜産物を安定供給することを目的としている。滋賀県では登記・登録の実務を畜産技術振興センターおよび家畜保健衛生所北西部支所（支所）が行っている中で、支所管内における登録業務およびその業務実施時の衛生対策の現状と課題について報告する。

2 登録業務の現状と課題

支所は大津市、長浜市、高島市の登録業務を管轄し、主に基本登録、子牛登記を行っている。基本登録の実務としては、事前審査、登録審査、鼻紋の採取があり、子牛登記の実務としては、子牛検査や鼻紋の採取がある。いずれも、農場での実務の終了後、必要書類を確認・整理のうえ、全和の事務委託団体である滋賀県畜産振興協会（振興協会）に提出し、登録証明書、子牛登記証明書の発行を受ける。

図1がここ十年における、支所管内の基本登録審査頭数の推移になる。平成28年までは、支所管内の基本登録審査頭数は概ね一年に10頭前後で推移していたが、平成29年度から大規模経営体のA牧場が和牛繁殖を開始し、平成29年度に92頭、30年度に106頭の計198頭というこの2年度のみ突出した審査頭数になっている。その後、A牧場の審査頭数は減少し、令和3年度以降、A牧場では基本登録牛の審査は実施されなかった。

図2は、ここ十年における、定期報告による支所管内の和牛繁殖牛の飼養戸数および飼養頭数の推移である。特に肉用繁殖経営農家の飼養戸数について、少頭数を飼養する農家を中心に5～7戸で推移してきたが、高齢化に伴い年々減少し、令和4年を最後に繁殖専門の農家なくなったこともあり、令和6年度時点では、一貫農家のみの2戸までに減少している。また、酪肉複合経営体の飼養頭数は、平成28年までは20頭前後で推移していたが、平成29年度以降、A牧場の和牛繁殖の開始により大幅に増加し、平成30年度以降は200頭以上の頭数で推移してきた。ただ、A牧場の飼養頭数の減少に伴い年々少なくなっている。

図3はここ十年における、支所管内の子牛登記および遺伝子検査実施頭数の推移である。和牛繁殖雌牛の産子も含め、子牛登記頭数は約80頭から90頭で推移していましたが、平成29年度、30年度の、A牧場の繁殖雌牛の大規模導入に伴い、平成29年度以降増加し、年間200頭を超える状況となった。

しかし、令和4年度以降はA牧場の繁殖雌牛の減少に伴い、漸減している。ET産子生産に伴う、遺伝子検査実施頭数は16頭～44頭の間で毎年、一定の頭数が実施されている。これはA牧場が大型酪農経営体で、一定数のET産子が生産されているためである。

登録業務における課題としては、基本登録について過去3年間、登録審査の実施件数が大幅に減少してお

り、実務経験の不足やそれに伴う技術の継承機会の減少が課題としてある。そのうえ、A 牧場においては令和元年度以降、繁殖牛の導入や更新がほとんど行われていないが、令和6年度末より一定数の継続的な導入および登録審査が予定されている。しかし、登録を行うには地方審査委員を保持していなければならない、有資格者の確保も課題として上がっている。子牛登記については、農家事情により特にET産子について必要書類の確認・整理に関する事務負担が大きい点が課題である。

3 登録業務時の衛生対策と課題

昨年度までの登録業務時における衛生対策の実施事項として、防護服の消毒や専用衣服の確実な脱着、衛生管理区域外への車の駐車といった基本的なことに加えて、キムタオル（鼻紋採取時にローラーで炭を塗る前に鼻鏡をふくために使用）の個別使用や、支所内の出勤時・帰庁時における車の動線の整理と、それに伴う清浄ゾーンと、はっきり清浄とは言えないグレーゾーンの区分けといったことを行ってきた（図4）。この清浄ゾーン・グレーゾーンの区分けの中において、本来グレーゾーンの中で行うべき人の着替えについて、清浄ゾーンの事務所内に戻って行わないといけなかったため、帰所時の衛生対策としては課題の残る状態だった。

そこで、今年度、敷地内の区域分けの再徹底と、それに合わせた施設整備を行った。既存の書庫として利用していた建物の内部を整理し着替え場所とすることで、着替え場所をグレーゾーン内に作成し、図5のように帰庁時の人の動線について、グレーゾーンで着替え、清浄ゾーンへ向かえるよう整理しなおした。

図6はグレーゾーンの写真である。着替え場所に入った後靴を脱いで着替え、着替えた服は消毒する。その後着替え場所から一方通行となるような形で出ることで、事務所内への病原体の持ち込みをより低減させ、清浄性を確保することで、衛生状態の向上を図った。また、巡回ごとに鼻紋採取器の徹底した洗浄・消毒を行うことで、農場間の伝播対策に努めた。

登録業務実施時の衛生対策における課題として、登録審査、登記検査の際には、農場内および牛房への立ち入りや家畜との濃厚接触が生じ、病原体の持ち込みや持ち出しのリスクが高くなる。そのうえで対策については、前述した防護服の消毒や専用衣服の確実な脱着、キムタオルの個体ごとの使用等行っているが、特に鼻紋採取時において、1頭ごとにローラーや塗り広げる銀色の部分をアルコールでふき取り・消毒するといった対応が現実的に困難なため、この部分が課題となっている。

4 まとめ

前述のような現状・課題に対して、他所属の技術員との目合わせの積極的な機会確保や資格を満たした職員の計画的な地方審査委員認定講習会参加、農家への登記・登録に対する研修等理解醸成の機会を図る、衛生面に配慮した作業の励行といった対応をしつつ、業務を推進していきたい。

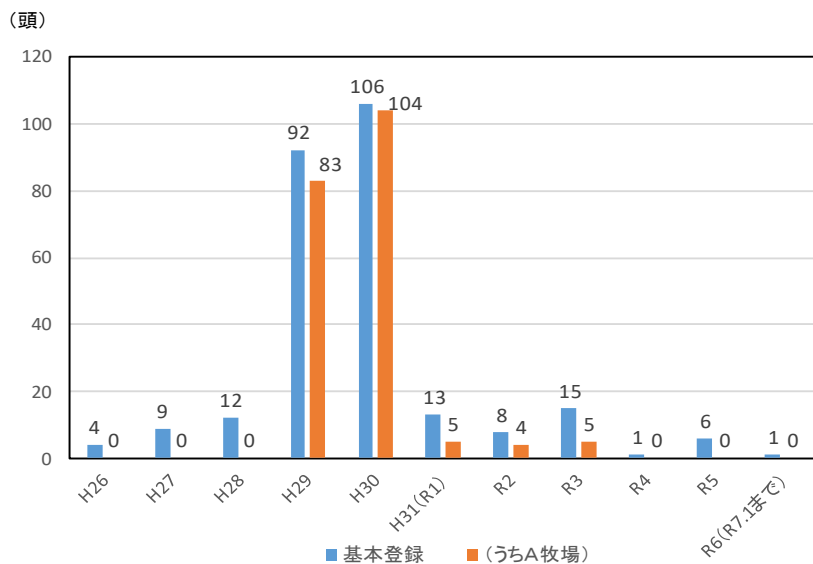


図1 支所管内の基本登録審査頭数の推移

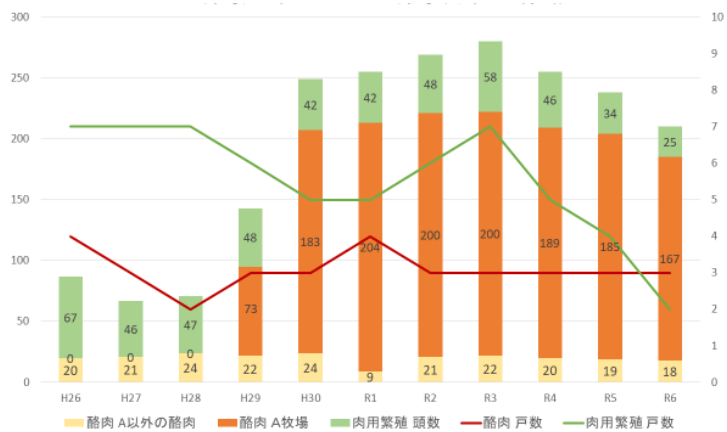


図2 定期報告による支所管内の和牛繁殖雌牛の飼養戸数および飼養頭数の推移

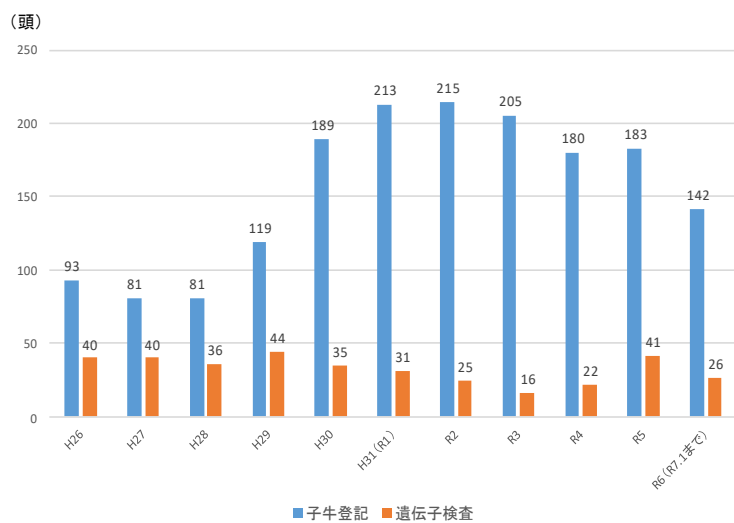


図3 支所管内の子牛登記・遺伝子検査実施頭数の推移

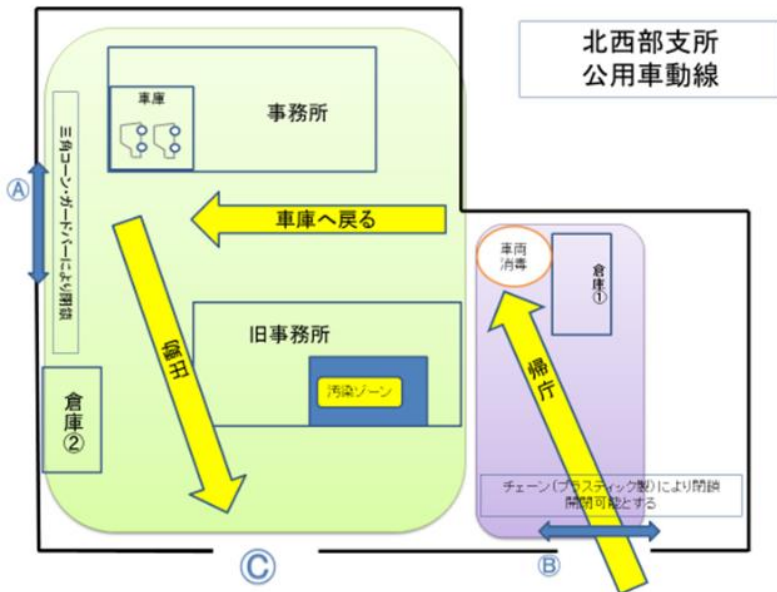


図4 支所内の清浄ゾーン・グレーゾーンの区分

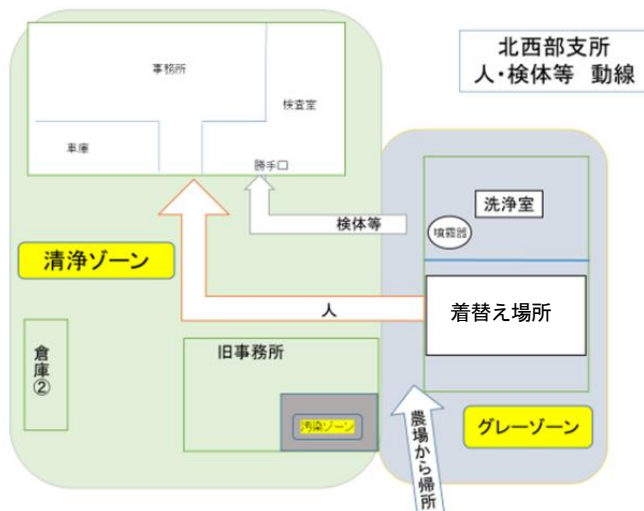


図5 着替え場所の作成および動線の改善

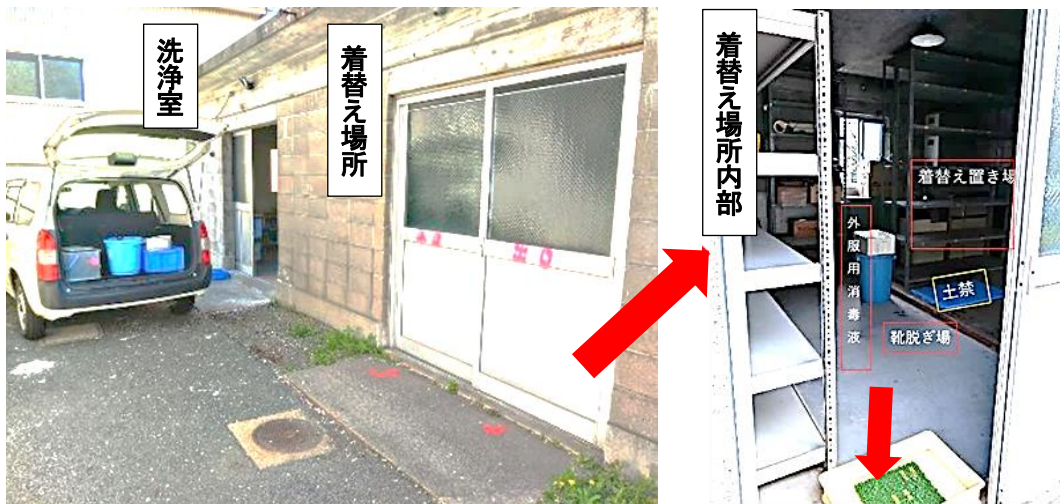


図6 グレーゾーン